

## 1 病棟(特殊疾患病棟入院料 2)の看護体制について

- 当該病棟において、1 日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上配置しています。
- 当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は看護職員 1 を含む 2 以上を配置しています。

## 2病棟（精神科急性期治療病棟入院料 1）の看護体制について

- 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者数が13又はその端数を増すごとに1以上配置しています。
- 当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は看護師1を含む2以上を配置しています。
- 当該病棟において、看護職員の最小必要数の4割以上を看護師で配置しています。
- 当該病棟において、1日に看護補助を行う看護補助の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上配置しています。

### 3 病棟（精神療養病棟入院料）の看護体制について

- 当該病棟において、1 日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 15 又はその端数を増すごとに 1 以上配置しています。
- 当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は看護職員 1 を含む 2 以上配置しています。

## 5病棟（精神療養病棟入院料）の看護体制について

- 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上配置しています。
- 当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は看護職員1を含む2以上配置しています。